

	<h2>窓口でキャッシュレス決済が利用できます</h2> <p>～証明書などの手数料の支払いに利用でき、ますます便利に～</p>
<p>と き</p>	<p>9月5日（月）から利用開始</p>
<p>と ころ</p>	<p>練馬区民事務所ほか 10 か所</p>
<p>区は5日から、住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入した。これにより、区役所窓口等における証明書発行手数料の支払いのほぼ全てが、キャッシュレスでの対応が可能となる。</p> <p>これまで、「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現に向け、“窓口から区役所を変える”をテーマに、混雑状況が確認できる窓口情報提供システムを導入するなど、窓口改革を進めてきた。今回は、区民の利便性の向上や非接触決済による感染症対策を目的に、区内6か所の区民事務所など11の窓口で実施した。</p> <p>区役所窓口等での各種証明書の発行件数は年間約 60 万件で、そのうち約3割の利用を見込む。なお、現金払いについても、引き続き対応する。</p>	

【導入窓口および対象となる証明書】

	導入窓口	主な証明書
1	区民事務所 (練馬・早宮・光が丘・石神井・大泉・関)	住民票の写し、印鑑登録、印鑑登録証明書 等
2	戸籍住民課 (戸籍第一・第二係)	戸籍証明書
3	税務課	課税証明書 等
4	収納課	国保料納入済額証明書
5	国保年金課	後期高齢者保険料納入済額証明書

【利用可能なキャッシュレス決済の種類】

(1) クレジットカード



(2) 電子マネー



(3) コード決済

